

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（705））
2. 日時：平成30年2月26日 10時00分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

津金管理官補佐、照井安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、
吉村安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、
郡安技術参与、竹内技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他11名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部機器耐震技術グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術グループ 副課長

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、2月14日、21日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール及び当該申請書のうち、耐震設計の基本方針、耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震性についての計算書について、説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜耐震設計の基本方針＞

【重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針】

- 「常設代替高圧電源装置置場」が軽油貯蔵タンクの間接支持構造物であることが分かるように記載すること。
- 表2-1「クラス別施設」及び表2-2「耐震重要度分類表」のタイトルについて、本文と記載を整合させるなど内容が分かるよう修正すること。
- 設計基準対象施設の耐震重要度分類におけるブローアウトパネルの位置づけについて、整理して提示すること。
- 耐震重要度分類表の間接支持構造物の記載について、検討用地震動が項目によって異なる原子炉建屋などの記載が整合しているか確認すること。
- 耐震重要度分類表における使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備などについて、SクラスとBクラスそれぞれに関連配管と記載しているものは、具体的な配管の範囲が分かるよう記載を明確化すること。

【波及的影響に係る基本方針】

- 建屋については、波及的影響で説明するものとアクセスルートで説明するものがあるが、全体を整理した改めて提示すること。
- 配管設計方針など先行炉と異なる場合は、先行炉の考え方だけでなく東海第二における設計の考え方も示すこと。
- 複数箇所で使用している「許容限界」について、適切に使い分けできているのか整理して提示すること。
- 施設定期検査中にオペレーションフロアに存在する重量物に関する波及的影響について整理して提示すること。

【設計用床応答曲線の作成方針】

- 設計用床応答曲線について基本方針で示すのか、個別の計算書において示すのか整理して提示すること。
- 設計用床応答曲線の固有周期計算間隔について間隔の妥当性について整理して提示すること。
- 格納容器圧力逃がし装置用配管カルバート地震応答解析モデルなどについて、床応答曲線を示す要素番号が分かるように拡大図を追加すること。
- 資料中、追而としているところについては説明時期を明記すること。
- 各地震応答解析モデルの応答スペクトルの作成点をどの資料で示すのか整理して説明すること。
- 主排気筒地震応答解析モデル（鉛直方向）について、質点20（固定点）の必要性について示すこと。
- 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）の設計用床応答曲線をどのように示すのか検討し、その結果を提示すること。
- 主排気筒地震応答解析モデル（水平方向）について、基礎との取り合い部の質点設定の考え方も含めて整理して提示すること。
- 地震応答解析モデルの記載については、モデル説明の要否や応答スペクトル作成点の明記など、基本方針としてどこまで記載するか整理して提示すること。

【ダクティリティに関する設計方針】

- 建物・構築物について、機器・配管系で考慮している保守・点検の方針の必要性を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 設計用床応答曲線の作成方針